

瀬戸内海環境保全行政の経緯

- 昭和46年 7月 「瀬戸内海環境保全知事・市長会議」発足
- 昭和48年10月 「瀬戸内海環境保全臨時措置法」施行
- 昭和49年 5月 「瀬戸内海環境保全臨時措置法第13条第1項の埋立てについての規定の適用に関する基本方針について」審議会答申
- 昭和51年12月 「瀬戸内海環境保全臨時措置法第3条の瀬戸内海の環境の保全に関する基本となるべき計画の基本的な考え方について」審議会答申
- 昭和53年 4月 「瀬戸内海環境保全基本計画」閣議決定
- 昭和54年 6月 「瀬戸内海環境保全特別措置法」施行
- 昭和54年 6月 第1次水質総量規制 総量削減基本方針の策定
- 昭和56年 7月 関係府県「瀬戸内海の環境の保全に関する府県計画」を策定
- 昭和62年 1月 第2次水質総量規制 総量削減基本方針の策定
- 平成 3年 1月 第3次水質総量規制 総量削減基本方針の策定
- 平成 7年～ 全窒素・全燐に係る環境基準の水域類型の指定
- 平成 8年 4月 第4次水質総量規制 総量削減基本方針の策定
- 平成11年 1月 「瀬戸内海における新たな環境保全・創造施策のあり方について」審議会答申
- 平成12年12月 「瀬戸内海環境保全基本計画の変更について」審議会答申
- 平成12年12月 「瀬戸内海環境保全基本計画」(新基本計画)閣議決定
- 平成13年12月 第5次水質総量規制 総量削減基本方針の策定
- 平成14年 7月 関係府県「瀬戸内海の環境の保全に関する府県計画」を策定